平成２１年（フ）第８８５８号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番Ａ１―1019号
債務者　森　　順二
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２９号
大阪府大東市川中新町32番509号
債務者　石井　弘之
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４２号
大阪市鶴見区鶴見４丁目13番13号
債務者　松村　理香
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０４０号
大阪市東淀川区大桐５丁目１番34号　大桐ハイツ北201号
債務者　中内　則好
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４９号
大阪市平野区喜連東４丁目３番８―408号
債務者　宮崎　政義
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２９号
大阪府守口市藤田町１丁目52番６号
債務者　柴田　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４８号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―707号
債務者　門田　浩幸
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４７８号
大阪市住之江区新北島４丁目４番32号
債務者　覺前　俊彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５２１号
大阪市西淀川区姫島２丁目10番６号
債務者　櫻木　まり
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８４号
香川県丸亀市城東町２丁目３番17号
債務者　三枝　　太
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２２４号
香川県善通寺市与北町2931番地１
債務者　大川　真里（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県大牟田市新地町５番地13　西側
債務者　菊池　純史
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１３７号
福岡県大牟田市片平町143番地　コーポ片平２Ｆ３号
債務者　福川　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第７１１号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目３番２―202号
債務者　有田美保子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８０８号
千葉県柏市布施980番地10イーグルハイツＢ―201号
債務者　塩川　園美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８０９号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1761番地の３　ロイヤルエクセラージュ南流山102
債務者　對馬美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８１３号
千葉県野田市岩名１丁目76番地の30
債務者　栗原　秀男
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２３号
千葉県松戸市古ケ崎４―3468　レオパレス松戸第11―205
債務者　田村　　一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部